

相次ぐ自然災害に 被災者生活再建支援法の拡充

日本列島全土から声が



台風19号で河川の氾濫にあった宮城県丸森町

2019年は台風15号と19号そして21号によって、日本全国で大きな被害がありました。被害の全容も明らかになっていない状態です。被災地の住民からは「避難所の生活改善を」「住宅再建や生活・営業再建への不安」の声が上がっています。現在の災害救助法や被災者生活再建支援法では被災者に十分に公的な手当てができません。従来の枠を超えた被災者支援を直ちに行うべきです。

2011年東日本大震災と2016年以降の主な被災状況

年	災害名 県	被災状況
2011年	東日本大震災	
	青森県	全 308 半 701
	岩手県	全 19,594 半 6,570
	宮城県	全 82,998 半 155,128
	福島県	全 18,054 半 75,594 床 1,061
	茨城県	全 2,629 半 24,369 床 1,799
	栃木県 千葉県	全 261 半 2,118 全 801 半 10,147 床 1,967
2016年	鳥取県中部地震 鳥取県	全 14 半 198 一部 14,215
	熊本地震 熊本県	全 8,663 半 34,498 一部 154,074
	大分県	全 10 半 222 一部 8,110
2017年	台風3号 熊本県	全 49 半 274 床 158
	台風13号 熊本県	床 1,156
	台風21号 和歌山県	床 1,160
2018年	7月豪雨 広島県 愛媛県	全 1,085 半 1,996 全 632 半 3,212
	大阪北部地震 大阪府	全 9 半 87 一部 24,631
	2019年	台風15号19号及び台風21号

全 全壊 半 半壊 床 床上浸水 一部 一部損壊

自然災害から 住民を守るのは 国と自治体の責任で

政府は自然災害への対応の基本を「自助・相互扶助」としており、被災者生活再建支援法でも「…都道府県が相互扶助の観点から…」となっています。しかし、自然災害から国民の生命・財産を守る第一義的な責任は、国と自治体にあります。今求められているのは、防災事業の整備・拡充、自治体の体制強化・充実です。

全国知事会は2018年7月、一部地域が適用対象となる自然災害が発生した場合は、関連するすべての被災区域を支援対象とすることを国に求めています。また、支給対象の拡大範囲などの検討を申し合わせています。

被災者生活支援制度

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を買借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

③ 半壊・一部損壊は支給対象外

支給額は、①②の2つの支援金の合計額となる（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額。申請先は市町村）

災害被災者支援と
災害対策改善を求める全国連絡会 **全国災対連**

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4階 全労連気付 TEL03(5842)5611 FAX03(5842)5620
E-mail:saigai-shien-kaizen@zenkoku-saitairen.jp

国会請願署名に
ご協力ください



被災者生活再建支援制度の抜本的拡充を求める

請願署名

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

年 月 日

紹介議員

請願趣旨

2011年3月の東日本大震災では、把握されている限りで少なくとも約5万4千人(2019年1月現在)の被災者が今なお応急仮設やみなし仮設住宅等での生活を余儀なくされています。この間にも、2018年の西日本豪雨、2019年9月の九州北部豪雨、千葉県を中心とする台風15号、甚大な被害をもたらした台風19号など、台風や集中豪雨が頻発し、多くの人命が犠牲になり、全半壊などの住宅被害が頻発しています。

被災者の最大の願いは、一日でも早く安心できる住まいや生活空間を得て、日常の暮らしを取りもどすことです。住宅再建は、一人ひとりの生活再建のかなめであり、地域全体の復興を左右する重要な公共性のある施策です。また、自然災害から国民の生命・財産を守る第一義的な責任は、国と自治体にあります。しかし気象事業すら削られる実態があり防災事業の整備・拡充、国および自治体の体制強化・充実が求められています。

被災者生活再建支援法(以下、「支援法」)が施行されて20年。その後、2度の改正が行われました。2007年度の改正の際の「4年後に制度の拡充に向けて見直す」との付帯決議がされましたが、いまだ実現していません。東日本大震災の際にも見直しがされていません。現在、全壊家屋の再建には最大300万円が支給されますが、建築資材や人件費等の高騰が自宅再建や住宅確保をさらに困難にしており、500万円への増額は急務です。

自然災害による全半壊の住宅被害はもとより、一部損壊の認定を受けた圧倒的多数の被災者からも「支援法」の適用を求める悲鳴があがっています。憲法25条の生存権や13条の幸福追求権にもとづき、すべての被災者の住宅再建を支え、従来の生活と生業を取りもどすために国による支援が不可欠です。

地球温暖化も影響した異常気象が発生し、地震の活動期に入っている日本では、大規模な自然災害が全国各地でも起きる可能性があります。被災者生活再建支援法をはじめとした被災者への支援制度を速やかに見直し、以下の項目を実現することを求めます。

請願項目

- 被災者生活再建支援法にもとづく支援金については、少なくとも最高額は500万円に引き上げること。
- 支援金の支給について、半壊や一部損壊を対象に含めるなど支給対象を拡大すること。また、小規模な自然災害にも支給できるよう適用条件を大幅に緩和すること。
- 当該支援金の財源について、国の負担割合を引き上げること。

氏名	住所

※この個人情報は請願以外には使用いたしません

連絡先: **全国災対連** (災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会)

〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連気付 TEL: 03-5842-5611 FAX: 03-5842-5620